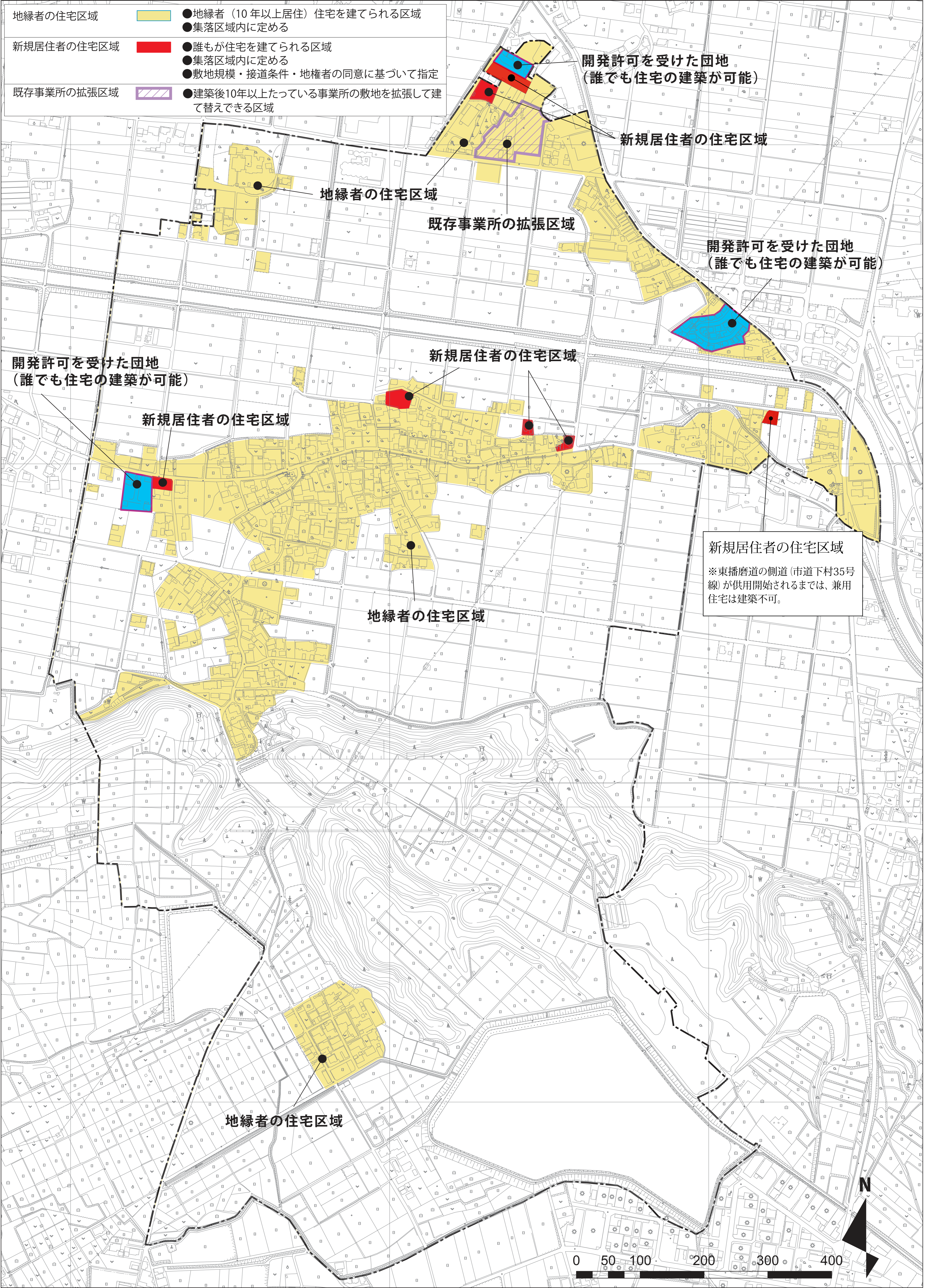


(下村地区) 特別指定区域の区域図

| | | |
|------------|--|--|
| 地縁者の住宅区域 | | ●地縁者(10年以上居住)住宅を建てられる区域 ●集落区域内に定める |
| 新規居住者の住宅区域 | | ●誰もが住宅を建てられる区域 ●集落区域内に定める ●敷地規模・接道条件・地権者の同意に基づいて指定 |
| 既存事業所の拡張区域 | | ●建築後10年以上たっている事業所の敷地を拡張して建て替える区域 |



開発許可を受けた団地
(誰でも住宅の建築が可能)

新規居住者の住宅区域

地縁者の住宅区域

既存事業所の拡張区域

開発許可を受けた団地
(誰でも住宅の建築が可能)

開発許可を受けた団地
(誰でも住宅の建築が可能)

新規居住者の住宅区域

新規居住者の住宅区域

新規居住者の住宅区域
※東播磨道の側道(市道下村35号線)が供用開始されるまでは、兼用住宅は建築不可。

地縁者の住宅区域

地縁者の住宅区域

0 50 100 200 300 400

